

改正

令和3年3月30日告示第41号

令和5年12月13日告示第158号

令和7年3月28日告示第72号

伊達市空家等対策協議会設置要綱

(設置)

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づき、伊達市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(所掌事務)

第3条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項
- (2) 特定空家等の判断基準に関する事項
- (3) 特定空家等に対する措置の方針及び対処に関する事項
- (4) その他空家等の対策に関して必要と認められる事項

(組織)

第4条 協議会は、市長のほか、委員12人以内で組織する。

2 委員は、市長のほか、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 地域住民を代表する者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見等を聴くことができる。

(報償)

第8条 委員（市長を除く。次条において同じ。）には、予算の範囲内で報償金を支払うもの

とする。

(費用弁償)

第9条 委員の旅費は、伊達市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年伊達市条例第33号)を準用する。

(守秘義務)

第10条 協議会の委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、建設部都市政策課において処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年3月30日告示第41号抄)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年12月13日告示第158号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和7年3月28日告示第72号)

この告示は、令和7年4月1日から施行する。